

国立大学法人鳴門教育大学事務組織規程

平成21年 3月31日

規程第 18 号

改正 平成22年 3月24日規程第15号
平成23年 3月31日規程第15号
平成24年 4月 9日規程第38号
平成24年 4月16日規程第46号
平成26年 3月24日規程第11号
平成27年 3月25日規程第29号
平成28年 3月28日規程第34号
平成29年 3月 8日規程第73号
平成31年 3月27日規程第77号
令和 2年 2月17日規程第 4号
令和 2年 3月19日規程第19号
令和 3年 3月10日規程第12号
令和 4年 3月 9日規程第 4号
令和 5年 4月12日規程第20号
令和 6年 4月10日規程第20号
令和 6年12月11日規程第37号
令和 7年 3月27日規程第14号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第20条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学（以下「法人」という。）に置く事務組織（以下「事務組織」という。）について必要な事項を定める。

第2章 組織

(事務局長)

第1条の2 法人に事務局長を置く。

2 事務局長は、事務組織の事務を掌理する。

(企画調整役)

第1条の3 法人に企画調整役を置くことができる。

2 企画調整役は、学長の命を受け、法人業務における戦略的企画の統轄及び調整を行う。

(特命部長)

第1条の4 法人に特命部長を置くことができる。

2 特命部長は、学長の命を受け、特定の事務を掌理するとともに、法人の事務に関して調整を行う。

(経営企画戦略課)

第1条の5 法人に経営企画戦略課を置く。

2 前項の課に次の室を置く。

(1) 広報・デジタル推進室

(部、課及び室)

第2条 法人に総務部及び教務部を置く。

2 総務部に次の課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 財務課
- (3) 施設課
- (4) 附属学校課

3 教務部に次の課を置く。

- (1) 教務課
- (2) 学生課
- (3) 入試課
- (4) 学術情報推進課

4 前項の課に次の室を置く。

- (1) 学生課に、就職支援室及び国際交流室を置く。
- (2) 学術情報推進課に、附属図書館事務室を置く。

(係)

第3条 課又は室に係を置くことができる。

(部長)

第4条 部に部長を置く。

2 部長は、部の事務を掌理するとともに、法人の事務に関して調整を行う。(特命部長の所掌に係るものを除く。)

(次長)

第4条の2 部に次長を置くことができる。

2 次長は、部長を補佐するとともに、部の事務を処理する。

(課長)

第5条 課に課長を置く。

2 課長は、課の事務を調整し、処理するとともに、他課との連携を図る。

(主幹)

第5条の2 法人に主幹を置くことができる。

2 主幹は、特定事項の事務を処理する。

(課長補佐)

第6条 課に課長補佐を置くことができる。

2 課長補佐は、課長を補佐するとともに、課の事務を処理する。

(室長)

第7条 室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、室の事務を処理する。

(専門員)

第8条 課に専門員を置くことができる。

2 専門員は、上司の命を受け、高度の専門的知識又は経験を必要とする特定の分野の事務を処理するとともに、専門的見地から課長を補佐する。

(係長)

第9条 課又は係に係長を置く。

2 係長は、課又は係の事務を調整し、処理するとともに、上司の命を受け、その他の事

務を処理する。

3 係長は、必要に応じて、課内外の係との連携を図る。

(専門職員)

第9条の2 課に専門職員を置くことができる。

2 専門職員は、上司の命を受け、専門的知識又は経験を必要とする特定の分野の事務及びその他の事務を処理する。

(主任)

第10条 課又は係に主任を置くことができる。

2 主任は、上司の命を受け、係の主要な事務に従事する。

第3章 所掌事務

(経営企画戦略課)

第11条 経営企画戦略課は、次の事項に関する事務をつかさどる。

- (1) 経営的な戦略事業の企画、立案、申請に関すること。
- (2) 大学の将来構想及び大学改革に係る企画・立案に関すること
- (3) 他大学・他機関（海外を除く。）との連携に関すること。
- (4) 中期目標及び中期計画の策定に関すること。
- (5) 自己点検・評価、外部評価及び第三者評価に関すること。
- (6) I R（インスティテューショナル・リサーチ）に関すること。
- (7) 広報戦略及び広報（他の課の所掌に係るものを除く。）の実施に関すること。
- (8) 事務のデジタル推進に関する総括及び連絡調整に関すること。
- (9) デジタル技術を活用した事務業務の効率化及び高度化に関すること。
- (10) 情報基盤に関する企画・立案及び連絡調整に関すること。
- (11) 情報セキュリティ対策に関する企画・立案及び連絡調整に関すること。
- (12) 教師のためのA I・D S研究開発センター及び情報基盤センターに関すること。
- (13) 課の所掌事務に係る調査・統計に関すること。
- (14) その他課の所掌事務に関し上司の命を受けた事項に関すること。
- (15) その他学長が戦略的に推進することが必要と認めた事項に関すること。

(総務課)

第12条 総務課は、次の事項に関する事務をつかさどる。

- (1) 法人の事務に関する総括、及び必要に応じた法人の事務に関する連絡調整に関すること。
- (2) 役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議、総務委員会その他会議（他の係の所掌に係るものを除く。）の事務に関すること。
- (3) 渉外に関すること。
- (4) 役員及び事務局長の秘書業務に関すること。
- (5) 同窓会等との連携に関すること。
- (6) 鳴門教育大学基金の事務の総轄に関すること。
- (7) 文書・法規に関すること。
- (8) リスクマネジメントに関すること。
- (9) 人事計画に関すること。
- (10) 服務に関すること。
- (11) 給与・報酬に関すること。

- (12) 共済組合に関すること。
 - (13) 課の所掌事務に係る調査・統計に関すること。
 - (14) 他の課の所掌に属さない事務の処理に関すること
 - (15) その他課の所掌事務に関し上司の命を受けた事項に関すること。
- (財務課)

第13条 財務課は、次の事項に関する事務をつかさどる。

- (1) 予算・決算に関すること。
 - (2) 経理に関すること。
 - (3) 調達に関すること。
 - (4) 出納に関すること。
 - (5) 検収に関すること。
 - (6) 課の所掌事務に係る調査・統計に関すること。
 - (7) その他課の所掌事務に関し上司の命を受けた事項に関すること。
- (施設課)

第14条 施設課は、次の事項に関する事務をつかさどる。

- (1) 施設に関すること。
 - (2) 環境マネジメントに関すること。
 - (3) 資産に関すること。
 - (4) 課の所掌事務に係る調査・統計に関すること。
 - (5) その他課の所掌事務に関し上司の命を受けた事項に関すること。
- (附属学校課)

第14条の2 附属学校課は、附属学校に関する事務をつかさどる。

(教務課)

第15条 教務課は、次の事項に関する事務をつかさどる。

- (1) 教務に関する企画・実施及び総括，並びに連絡調整に関すること。
- (2) 教育課程の編成及び授業に関すること。
- (3) 教授会に関すること。
- (4) 学生の修学に関すること。
- (5) 学生の入学許可に関すること。
- (6) 学生の学籍及び学業成績の管理に関すること。
- (7) 学位に関すること。
- (8) 研究生，科目等履修生，特別聴講学生及び特別研究学生に関すること。
- (9) 教育実習及び介護等体験等に関すること。
- (10) 教育職員免許状に関すること。
- (11) 教員インターンシップ及びフレンドシップに関すること。
- (12) ファカルティ・ディベロップメントに関すること。
- (13) 教員養成DX推進機構の事務に関すること。
- (14) セルフデザイン型学修支援センター，遠隔教育推進センター，教育実習総合支援センター及び長期履修学生支援センターに関すること。
- (15) 遠隔教育に関すること。
- (16) 課の所掌事務に係る調査統計に関すること。
- (17) その他課の所掌事務に関し上司の命を受けた事項に関すること。

(学生課)

第16条 学生課は、次の事項に関する事務をつかさどる。

- (1) 学生指導に関する総括、及び連絡調整に関すること。
- (2) 学生の総合相談に関すること。
- (3) 学生の正課外教育に関すること。
- (4) 学生及び学生団体の指導監督に関すること。
- (5) 学生の諸証明（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。
- (6) 課外活動施設の管理運営に関すること。
- (7) 学生の福利厚生に関すること。
- (8) 学生の厚生施設の管理運営及び厚生事業に関すること。
- (9) 学生宿舎の管理運営に関すること。
- (10) 学生の奨学金に関すること。
- (11) 入学料及び授業料の免除並びに猶予に関すること。
- (12) 寄宿料の免除に関すること。
- (13) 学生の保健管理に関すること。
- (14) 学生の旅客運賃割引証に関すること。
- (15) 教員教育国際協力センター及び心身健康センター（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。
- (16) 国際交流（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。
- (17) 外国人留学生に関すること。
- (18) 学生に対する進路指導及び就職に関すること。
- (19) 学生のボランティア活動の支援・推進に関すること。
- (20) 課の所掌事務に係る調査統計に関すること。
- (21) その他課の所掌事務に関し上司の命を受けた事項に関すること。

(入試課)

第17条 入試課は、次の事項に関する事務をつかさどる。

- (1) 入学者選抜に関する総括、及び連絡調整に関すること。
- (2) 大学院及び学部の学生募集に関すること。
- (3) 大学院及び学部の入学者選抜に関すること。
- (4) 入試広報の実施に関すること。
- (5) 大学入学共通テストに関すること。
- (6) 入学者選抜に係る調査統計に関すること。
- (7) 課の所掌事務に係る調査統計に関すること。
- (8) その他課の所掌事務に関し上司の命を受けた事項に関すること。

(学術情報推進課)

第18条 学術情報推進課は、次の事項に関する事務をつかさどる。

- (1) 学術情報推進に関する総括、及び連絡調整に関すること。
- (2) 小学校英語教育センター、生徒指導支援センター及び発達臨床センターに関すること。
- (3) 大学の地域連携及び地域貢献に関すること。
- (4) 公開講座等生涯学習に関すること。
- (5) 大学開放推進事業に関すること。

- (6) いじめ防止支援機構の事務に関する事。
- (7) 教員免許状更新講習に関する事。
- (8) 教育支援講師・アドバイザー派遣制度に関する事。
- (9) 競争的資金に関する事。
- (10) 科学研究費補助金，受託研究及びプロジェクト研究（他の課の所掌に係るものを除く。）に関する事。
- (11) 寄附金に関する事。
- (12) 知的財産・産学連携に関する事。
- (13) 附属図書館と学内外の学術情報機関との連絡調整に関する事。
- (14) 学術情報の調査及び提供に関する事。
- (15) 課の所掌事務に係る調査統計に関する事。
- (16) その他課の所掌事務に関し上司の命を受けた事項に関する事。

第4章 補則

(連合研究科の事務)

第19条 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の事務は，その内容に応じ，各課において処理するものとする。

(細則)

第20条 この規程に定めるもののほか，事務組織の事務分掌については，別に定める。

附 則

- 1 この規程は，平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 国立大学法人鳴門教育大学事務局組織規程（平成16年規程第87号）は，施行日をもって廃止する。

附 則

この規程は，平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成24年4月9日から施行する。ただし，第15条第12号の改正規定は，平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は，平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。